

監査 大崎町監査委員からのお知らせ

問 大崎町監査委員室
☎476-1111(333)

◆補助団体監査結果公表について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき補助団体監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果を公表する。

1. 監査の概要

(1) 監査の対象

【名称】 大崎町社会福祉協議会

【範囲】 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの事業のうち、事業運営補助金等に係る出納その他の事務の執行について

【補助金等の名称および補助金等の額】 大崎町社会福祉協議会運営補助金 11,798,777円

(2) 監査実施年月日

平成27年6月23日

(3) 監査の方法

監査の実施に当たっては、補助金等交付申請書、決算書、事業報告書及び預金通帳等の関係書類の提示を求め、社会福祉協議会関係職員から説明を聴取し、当該補助金等が交付目的に従って正しく使用されているかなど、財政的援助に係る出納その他の事務が適正に行われているかどうかの主眼をおいて監査を実施した。

2. 監査の結果

- ① 平成26年度の補助金等の執行状況について監査の結果、補助金等の交付に伴う諸手続きは、町補助金交付規則等に基づいて適正に処理されており、町からの補助金等は確実に収納されていた。また、補助金等の使途についても、目的に沿って執行されていることを確認した。
- ② 会計経理に関する事務処理並びに帳簿及び証拠書類の整理は、適正に処理されていることが認められた。

平成27年6月26日

大崎町監査委員 四本庸一
吉原信雄

福祉 保健福祉課からのお知らせ

問 保健福祉課 社会福祉係
☎476-1111(173)

◆『臨時福祉給付金』及び『子育て世帯臨時特例給付金』の申請受付会場について

臨時福祉給付金の申請書については、7月31日(金)に対象者に郵送します。(子育て世帯臨時特例給付金の申請書については6月に郵送済みです。)

以下の日程で受付会場を設けますので、最寄りの会場で申請が行えます。

日 時	地 区	会 場
8月10日(月) 9:30~12:00	立小野地区	立小野ふれあい館
8月11日(火) 9:30~12:00	野方地区	野方改善センター
8月12日(水) 9:30~12:00	持留地区	持留改善センター
8月13日(木) 9:30~12:00	大丸地区	大丸改善センター
8月14日(金) 9:30~12:00	中沖地区	中沖地区公民館
8月17日(月) 9:30~12:00	菱田地区	菱田改善センター

※申請書に返信用封筒を同封しますので、返信用封筒でも郵送申請できます。

【問い合わせ先】

大崎町役場 保健福祉課 社会福祉係 臨時福祉給付金担当 ☎099-476-1111(内線173)